

令和3年9月1日

報道関係者各位

大阪府 茨木市

「市有財産等の有効活用に係る民間提案制度」の運用を開始します

茨木市では、市の施設や未利用地、印刷物等を活用した事業者提案を募り、所定の審査を経て事業化を検討する「市有財産等の有効活用に係る民間提案制度」の運用を、本日9月1日より開始しました。北摂地域では初めての取組みで、概要は下記のとおりです。

提案事業者と市の各部署の橋渡しとなる『ワンストップ窓口での随時対応』や、提案書受付後30日以内の審査結果通知を基本とする『スピード感ある提案審査』が特徴です。

市は、本制度の効果的な運用により官民連携を一層推進し、市民サービスの向上、にぎわいの創出、新たな財源の確保及び事業の経費節減を図ります。

記

1 提案対象

次に掲げる市有財産等の有効活用により、市民サービスの向上、にぎわいの創出、市の財政負担軽減及び歳入確保につながる提案。

《市有財産等》

- ・市が所有または管理する土地、建築物、建築設備及び工作物
- ・市が実施するイベント、講座等（ネーミングライツ事業に限る）
- ・市の印刷物、ホームページ等（広告事業に限る）

《市が想定する提案のテーマ》

- ・公共施設等の余裕空間、未利用財産等の有効活用（貸付、売却、目的外使用など）
- ・公共施設等の管理運営の水準向上・経費節減（効率的で効果的な維持管理、設備更新手法など）
- ・ネーミングライツ事業（公共施設、公園、道路、イベントなど）
- ・広告事業（印刷物等への広告掲載、公共施設等への広告媒体設置等）

※提案には要件があります。詳細は別添のチラシ裏面をご参照ください。

2 提案者の参加要件

提案内容を自ら実行する意思と能力を有する株式会社、有限会社、NPO法人、公益法人、市民団体等

※個人は提案者となることはできません。

【問合せ先】

財産活用課長 西川裕二
担当（課長代理） 高石恵太
電話：072-655-2754

